

(防火設備の管理)

第53条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。(う)(に)(ひ)

【解説】

本条は、令別表第1に掲げる防火対象物に設ける防火設備に対する管理上の基準を規定したものである。

- 1 防火設備とは、建築基準法施行令第112条第14項に規定する防火戸、ドレンチャー、防火スクリーン等をいう。
- 2 「近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう」とは、火煙を遮断する目的で設けられた防火区画の防火設備の近くに、可燃性の物品を置くことは目的に反することから、防火設備の近くには火災の延焼を促すような可燃性の物品を置いてはならないとしたものである。